

防地労第 8 1 8 7 号
3 1 . 4 . 2 4

東北防衛局総務部長
北関東防衛局総務部長
近畿中部防衛局総務部長
中国四国防衛局総務部長 殿
九州防衛局総務部長
南関東防衛局労務管理官
沖縄防衛局労務管理官

地方協力局労務管理課長
(公印省略)

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 6 8 号）第 1 7 条の規定に基づく求職活動支援書に関する事務の取扱いについて（通知）

標記について、駐留軍等労働者の雇入れ、昇格その他の人事及び雇用の終了に関する事務の取扱いについて（地労第 9 7 0 3 号。1 9 . 1 0 . 1）第 6 項第 2 号の規定に基づき別紙のとおり定め、平成 3 1 年 5 月 1 日から適用することとしたので、遺漏のないよう処理されたい。

なお、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 6 8 号）第 1 7 条の規定に基づく求職活動支援書に関する事務の取扱いについて（施本業労第 1 7 号（CSL）。平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日）は、廃止する。

添付書類：別紙

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６
８号）第１７条の規定に基づく求職活動支援書に関する事務の
取扱いについて

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第１７条の規定に基づき、
解雇等により離職することとなっている駐留軍等労働者が求職活動支
援書の交付を希望するときは、次のとおり取扱うこととする。

１ 求職活動支援書の交付の対象者

求職活動支援書の交付の対象となる駐留軍等労働者は、４５歳以
上６５歳未満の者のうち、（１）に掲げる雇用の種類以外で、かつ
（２）に掲げる離職理由に該当するものとする。

（１）雇用の種類

- ア 日雇従業員
- イ 劇場従業員
- ウ 試用期間従業員（１４日以上勤務している者を除く。）
- エ 限定期間従業員（６月以上勤務している者を除く。）
- オ 時給制臨時従業員（６月以上勤務している者を除く。）
- カ 特殊期間従業員（６月以上勤務している者を除く。）
- キ 季節従業員
- ク 船員契約による従業員

（２）離職理由

- ア 定年
- イ 人員整理（人員整理手続に基づく雇用の解除を含む。）
- ウ 特例解雇
- エ 定年後雇用された高齢従業員の、任期満了による雇用の解除
- オ ５５歳以上かつ勤続１５年以上を理由とする雇用の終了
- カ 上記イからオに掲げるもののほか、自己の責めに帰すべき理
由以外の解雇

２ 求職活動支援書の作成等

地方防衛局長又は地方防衛事務所長は、独立行政法人駐留軍等勞
働者労働管理機構支部長から別紙様式による求職活動支援書の案の
送付を受けたときは、内容を確認の上、押印し、これを当該支部長
に送付するものとする。

求 職 活 動 支 援 書

雇用保険被保険者番号				生年月日		作成日		令和 年 月 日		
氏 名		年齢	性別		年 月 日		離職予定日		令和 年 月 日	
希望する職種・条件等 (本人記載欄)		(希望職種)								
		(希望条件)								
		(その他特に希望すること)								
職務の経歴・業績等		期間、所属、職種、職務内容等								
		※上記の者は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項(a)に規定する諸機関に労務を提供するため、国が雇用していた者である。								
資格、免許、受講した講習及び職業能力に関する事項		(資格・免許・受講した講習等)								
		(その他の技能、知識等)								

(※) 本求職活動支援書は、本人から聴取した事項及び地方防衛局／地方防衛事務所が知り得た事項を記載したものであり、その内容を証明する書類ではありません。

氏 名				
再 就 職 援 助 措 置	主な措置の種類	措置の具体的内容		時期・期間
	ア 退職準備研修の実施			
	イ カウンセリング等の実施			
	ウ 職業訓練等の実施			
	エ 求職活動のための休暇の付与			
	オ その他			
作成事業所	名 称	防衛局／防衛事務所		
	代表者氏名	防衛局長 氏名／防衛事務所長 氏名 印		
	所 在 地			
	担当部署		電話番号	
雇用保険適用事業所番号				